

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項職の欄中「公室長・部長・参与・技監・課長・監・参事・政策推進課課長補佐・政策推進課主幹（政策担当・秘書担当）・総務課課長補佐・総務課主幹（人事担当）・財政課課長補佐・財政課主幹（財務担当）・政策推進課企画管理係長・政策推進課広域・基地・統計係長・政策推進課秘書係長・総務課法制文書係長・総務課人事研修係長・総務課給与厚生係長・総務課主査（人事担当）・総務課主任主事（人事担当）」を「部長・参与・技監・課長・監・参事・総務課課長補佐・人事課課長補佐・人事課主幹（人事担当）・財政課課長補佐・財政課主幹（財務担当）・総合政策課課長補佐・総合政策課主幹（政策担当）・秘書広報課課長補佐・総務課管理係長・総務課法制文書係長・人事課人事研修係長・人事課給与厚生係長・人事課主査（人事担当）・総合政策課政策推進係長・総合政策課広域連携係長・秘書広報課秘書・広聴係長・人事課主任主事（人事担当）」に改め、同表教育委員会の項職の欄中「教育次長」を「教育部長」に、「教育総務課管理調整係長」を「教育総務課管理係長」に改め、同表中「鹿屋市部等設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）第1条に規定する部等」を「鹿屋市部設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）第1条に規定する部」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月3日から施行する。